

## 学校感染症による欠席等

### 保護者の皆様へ

「学校において予防すべき感染症」に罹患している、または罹患している恐れのあるときは、学校保健安全法第 19 条により出席停止（欠席扱いにならない）となります。

学校感染症により学校を欠席する場合は、速やかに学校へご連絡ください。

また、診断の結果についても速やかにご連絡ください。

医師の指示等により他へ感染させるおそれなくなり生徒を登校させる際は、保護者が「学校感染症による欠席届」を A4 用紙に印刷し、記入して、切り取らず、担任へご提出ください。

※病気の状況により、医師の証明書を提出していただく場合があります。